

社会福祉法人 石川整肢学園 行動計画

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法は、女性の職業生活における活躍の推進及び次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律が施行されました。

この法律に基づき、当法人も職員が仕事と子育てを両立できるような環境を整備する一端を担い、次世代育成支援対策として「一般事業主行動計画」を策定しております。

取り組み

「行動計画」は、施行から5年間、計画的に取り組むこととなっており、当法人においても実情に合った行動計画を変更し取り組みを行っていきます。

計画期間

令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日

目 標 1 : 管理職に占める女性労働者の割合50%の維持を目指す。

<取り組み内容>

- 令和 3年 4月～ 管理職に占める女性労働者の状況を把握する
- 令和 3年10月～ 男女公正な昇進基準となっているか精査し、必要に応じ評価基準を検討する
- 令和 4年 4月～ 女性が活躍できる職場であることを求職者に向け発信
- 令和 5年 4月～ 安心して働き続けられるよう、規程の内容を見直す

目 標 2 : 職員が働きやすい環境を作るため、
年次有給休暇7日以上取得できるよう環境を整える

- 令和 3年 4月～ 部署毎の有給休暇等の状況を把握する
- 令和 3年 7月～ 有給休暇の年間計画表を作成し、計画的な取得を促進する。
運用していく中での課題点を取りまとめて次年度に向けて改善する
- 令和 4年 4月～ 有給休暇の付与日数と取得日数を所属長へ周知し、
個人ごとに有給休暇の計画的な取得を促進する。
- 令和 5年 4月～ 年次有給休暇、その他休暇の取得状況の把握
- 令和 6年 4月～ 年次有給休暇の取得率目標を検討